

中野区旅館業法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(周知を行う周辺住民の範囲)</u></p> <p>第1条の2 <u>条例第1条の2に規定する周辺住民の範囲は、次に掲げる建築物の使用者とする。</u></p> <p>(1) <u>旅館業を営もうとする施設を構成する建築物</u></p> <p>(2) <u>旅館業を営もうとする施設の敷地に隣接する土地に存する建築物(当該旅館業を営もうとする施設の外壁と当該建築物の外壁との水平距離が20メートルを超えるものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>旅館業を営もうとする施設の敷地が道路、公園その他の施設に接する場合において、当該施設を挟んで存する土地で当該敷地と当該施設との境界線からの水平距離が10メートルの範囲内に存するものに存する建築物(当該旅館業を営もうとする施設の外壁と当該建築物の外壁との水平距離が20メートルを超えるものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、保健所長が特に必要と認める範囲の建築物</u></p> <p><u>(周辺住民に対する周知に係る旅館業の内容等)</u></p> <p>第1条の3 <u>条例第1条の2に規定する旅館業の内容は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>旅館業を営もうとする施設の名称、所在地及び客室の数</u></p> <p>(2) <u>旅館業を営もうとする者の氏名(法人にあつては、名称及び所在地)及びその連絡先</u></p> <p>(3) <u>旅館業を営もうとする時期</u></p> <p>2 <u>条例第1条の2の規定による周知は、前項各号に掲げる事項について、旅館業を営もうとする施設の設置場所における公衆の見やすい場所に法第3条第1項の許可の申請をしようとする日の少なくとも7日前から条例第5条の2の規定による標識の掲示を行うまでの間標識を掲げるとともに、法第3条第1項の許可の申請をしようとする日の7日前までに旅館業を営もうとする施設の周辺住民に対し書面を配布することにより行わなければ</u></p>	<p>第1条 (略)</p>

ならない。

3 前項の規定により掲げる標識は、公衆の見やすい大きさのものを用いなければならない。

4 条例第1条の2の規定による周知に伴う当該営もうとする旅館業に係る意見、要望及び問合せについて、当該旅館業を営もうとする者は、適切かつ迅速に対応し、当該意見、要望及び問合せ並びにその対応の内容について記録をしなければならない。

5 条例第1条の3に規定する周辺住民に対する周知を行ったことを確認できる書類には、保健所長が別に定める報告書を添付しなければならない。

(営業許可申請)

第2条 (略)

2 前項の申請書には、条例第1条の3に規定する周辺住民に対する周知を行ったことを確認できる書類及び前条第5項に規定する報告書のほか、次に掲げる図面を添付しなければならない。

(1)～(4) (略)

第3条～第6条 (略)

(条例第5条の2の標識の記載事項等)

第6条の2 条例第5条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅館業の施設の名称

(2) 営業者の連絡先

(3) 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の別

2 条例第5条の2の規定により掲げる標識は、公衆の見やすい大きさと風雨に耐え得る材質のものを用いなければならない。

第7条 (略)

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第7条の2 条例第6条の3の規定による説明は、書面の備付けその他適切な方法により行わなければならない。

2 条例第6条の3の旅館業の施設の周辺地域の

(営業許可申請)

第2条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(1)～(4) (略)

第3条～第6条 (略)

第7条 (略)

生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であつて規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 騒音の防止のために配慮すべき事項

(2) ごみの処理に関し配慮すべき事項

(3) 火災の防止のために配慮すべき事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

第8条～第10条 (略)

(条例第9条第1項第1号の基準)

第11条 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

(2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

第1号様式 別紙のとおり

第2号様式～第10号様式 (略)

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例(令和2年中野区条例第 号)附則第4項の規定による周辺住民に対する周知については、改正後の第1条の2及び第1条の3の規定の例によるものとする。

第8条～第10条 (略)

附 則

第1号様式 別紙のとおり

第2号様式～第10号様式 (略)